

市民のまちづくり活動を応援します

活動のきっかけ、充実のために
「市民まちづくり活動支援事業」をスタート

「市民まちづくり活動支援事業」

補助の対象になる活動は？

市では協働によるまちづくりを推進するため、「地域社会に貢献する活動を始めたい」「今行っている公益活動を広げたい」など、まちづくり活動を行う市民団体の設立や、新たな事業などに補助金を交付し、市民の自主的なまちづくり活動を支援します。

市民が自主的・自発的に行う公益性の高い事業です。

市内で行われる公益的な社会貢献活動。

地域の課題や社会的課題の解決が図られる活動。

地域を活性化し、具体的な効果・成果が期待できる活動。

具体的にはどんな補助金？

《はじめの一步スタート支援》

団体の立ち上げのために掛かる経費や、結成後間もない団体が、事業を開始するために必要な費用などを補助し、団体活動の自立を支援します。

【対象】

結成後2年以内で、活動を継続して行う団体。

【補助対象となる経費】

まちづくり事業開始のための事務費、講師謝礼、ポスター等の印刷費、通信費など。

【補助率】

3分の2以内

【限度額】

10万円（1団体1回限り）

《まちづくりステップアップ支援》

団体が行う新規事業や事業の拡大など、まちづくり活動の活発化を支援します。

【対象】

結成後1年以上経過した団体。

【補助対象となる経費】

事業の実施に必要な諸経費。

【補助率】

補助対象となる経費の2分の1以内。

年度ごとに申請し、最長3か年（スタート支援を受けた場合は2か年）まで。

最終年度は補助率3分の1。

【限度額】

年50万円

※次のような費用は補助対象となりません。

・活動団体等の事務所等を維持するための費用。

・活動団体等の平常的な活動に要する費用。

・活動団体等の構成員に対する人件費、謝礼等の費用。

対象となる団体は？

次の要件をすべて満たす団体です。

・活動拠点が、市内にあること。

・構成員の過半数が市内に在住、在勤または在学し、5人以上で構成していること。

・組織の運営に関する規約などがあること。

・宗教活動または政治活動を行う団体でないこと。

申し込み方法は？

定められた申請書に必要事項を記入して、申し込んでください。

※申請書は企画課、または各支所庶務室で受け取ってください。市のホームページ (<http://www.city.asahi.lg.jp>) からダウンロードできます。

【申込期間】

4月1日(水)～5月15日(金)

《申し込み・問い合わせ先》

企画課地域振興班

☎ 6215382

